

医師事務作業補助者の評価

骨子【Ⅲ－１－（４）】

第１ 基本的な考え方

医師事務作業補助者の配置による効果を勘案し、当該補助者の勤務場所に一定の制限を設けた上で、医師事務作業補助者との適切な業務分担による勤務医負担軽減を、更に推進する。

第２ 具体的な内容

医師事務作業補助者の業務を行う場所について、一定以上の割合を病棟又は外来とした上で、医師事務作業補助体制加算の更なる評価を新設する。

（新） 医師事務作業補助体制加算 1

イ	15 対 1	860 点（入院初日）
ロ	20 対 1	648 点（入院初日）
ハ	25 対 1	520 点（入院初日）
ニ	30 対 1	435 点（入院初日）
ホ	40 対 1	350 点（入院初日）
ヘ	50 対 1	270 点（入院初日）
ト	75 対 1	190 点（入院初日）
チ	100 対 1	143 点（入院初日）

[施設基準]

- ① 医師事務作業補助者の業務を行う場所について、80%以上を病棟又は外来とする。
- ② 看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可。

※ 従前の医師事務作業補助体制加算については、看護職員を医師事務作業補助者として届出することは不可とした上で、医師事務作業補助体制加算 2 とする。